

令和4年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 豊田市 】
令和4年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>(1) 外国人児童生徒等教育 豊田市教育委員会学校教育課 担当指導主事 学校日本語指導員56人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ことばの教室(初期日本語指導教室)指導員9人 ・外国人児童生徒等教育アドバイザー1人 ・外国人児童生徒等サポートセンター指導員 2人 ・集住校常駐指導員 11人 ・学校巡回指導員 33人 <p>(2) 豊田市教育国際化推進連絡協議会 教育長、企業代表3人、高等学校長2人、小中学校長7人、園代表1人、NPO法人1人 保育課長、国際まちづくり推進課長、国際交流協会理事長、学校教育課(事務局)4人</p> <p>(3) 連携団体 NPO法人2団体、愛知教育大学リソースルーム</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 豊田市の教育国際化を推進するため、帰国児童生徒及び外国人児童生徒の個に応じた特色ある教育活動のあり方等について「豊田市教育国際化推進連絡協議会」を開催し、指導研究を進めた。</p> <p>(2) 学校における指導体制の構築 外国人児童生徒の多言語化、散在化に伴い、市内の外国人児童生徒等教育の拠点として、「外国人児童生徒等サポートセンター」を保見中学校内に開設している。サポートセンターでは、各学校からの学習指導に対する相談や学校生活適応相談に応じたり、教材の提供を行ったりした。そして、外国人児童生徒等教育アドバイザーを配置し、日本語教育適応学級教員配置校や外国籍児童生徒が在籍する学校への巡回訪問も実施し、指導の実際を把握するとともに、適宜指導・助言を行うことで、教員の力量向上を図った。また、日本語能力測定(DLA)の実施支援や、各校から依頼された翻訳や通訳等を行った。</p> <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 日本語教育適応学級担当教員研修や外国人児童生徒等指導者研修を継続し、「特別の教育課程」の意義や個別の指導計画の必要性について説明を行った。また、愛知教育大学リソースルームとの連携により作成した「学習目標例」を全校へ配布し、特別の教育課程を編成する児童生徒の実態把握に活用できるようにした。</p> <p>(4) 成果の普及 専門委員会の実践の概要や成果をまとめた報告集を市のホームページや全教員が閲覧できる校務支援システムに公表し、関係機関や各学校に配布した。</p> <p>(5) 学力保障・進路指導 「外国人児童生徒保護者教育説明会」の資料を全小中学校が自由に閲覧できるサイトに掲載し、進路についての情報提供を行った。また、不就学実態調査を実施した。</p> <p>(6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール事業 次年度小学校入学予定の外国人幼児に、簡単な日本語と学校生活のルールを学ばせ、入学後の学校生活をスムーズに送れるようにするため、NPO法人トルシーダに委託して、プレスクール事業を30回実施した。</p> <p>(7) ICTを活用した教育・支援 児童生徒の母語に対応する翻訳機能を活用できるようにするとともに、日本語初期指導教室「ことばの教室」</p>

への通室が難しい児童生徒に対して、オンラインによる日本語初期指導を行った。また、個別懇談会等の通訳を、オンラインで実施できるようにした。

(9) 日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施

活用についての周知や実際の方法等について、研修を行った。各学校で実施する際には、外国人児童生徒等サポートセンター指導員や母語の分かる学校日本語指導員を学校へ派遣し、学校が測定をもとに当該児童生徒のこたばの力をつかみ、その後の日本語指導に効果的に生かすことができるよう連携して取り組んだ。また、集住地区校での実践研究の成果を生かし、短縮版のDLA実施を取り入れる学校を増やした。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

市内4か所に設置している初期日本語指導教室(こたばの教室)に、日本語指導ができる支援員(学校日本語指導員)を9人配置している。来日して間もない外国人児童生徒等や外国人学校から公立小中学校へ編入した児童生徒に対して、日本語指導及び学校生活適応指導を実施した。また、こたばの教室へ通うことができない児童生徒については、巡回で日本語指導ができる支援員を学校に配置した。さらに、日本語が十分理解できない児童生徒が在籍する学校に対して、母語のわかる支援員(学校日本語指導員)を常駐または巡回で派遣し、学校生活適応支援や日本語の支援、学習支援等を行った。また、保護者への便り等の翻訳や各種説明会、個別懇談会等の通訳を行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

関係諸団体と連携し、理解と協力を得ることができ、帰国・外国人児童生徒等教育に対し各専門員会の活動を効果的に実施することができた。来年度は、さらに成果を市内に広められるよう、日本語指導と国際理解教育を柱とし、委員会の活動内容を検討していく。

(2) 学校における指導体制の構築

外国人児童生徒等サポートセンターを拠点とすることで、外国人児童生徒等への編入に対応した学習相談や教材提供を充実して行うことができた。全市にかかわる翻訳を一括して行うなど、データを整理したことで、翻訳の効率化が図られた。また、オンライン通訳により業務がさらに効率化された。生み出された時間を児童生徒への支援として充てることができ、より充実した支援体制を組むことができた。多国籍に対応できる通訳・翻訳体制等を整えていく必要がある。また、指導員の指導力向上、学校とのさらなる連携が必要である。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

巡回訪問等を実施し、個別の指導計画作成支援を行ったことで、各校で計画的・系統的な取り出し指導が実施できるようになってきた。今後も研修等を充実させ、学校での日本語指導の計画を立てやすくできるようにする。

(4) 成果の普及

市のホームページ等に成果を発信することで、関係機関との連携が継続されている。閲覧数を伸ばす取組も工夫していく。

(5) 学力保障・進路指導

適切な進路の情報提供を行うことができた。小学校など早い段階から保護者や本人が中学校卒業後の進路について理解できるように、外国人児童生徒等の入学多い高等学校とのさらなる連携方法を模索していくことが必要である。

(6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール事業

小学校の教室で体験活動を繰り返すことにより、本人や保護者の不安も軽減させることができた。未就園児など参加させたい家庭への働きかけのために保育課との連携が課題である。

(7) ICTを活用した教育・支援

オンラインによる日本語初期指導の授業が実施できるようになった。また、こたばの教室と在籍校との連携にもICTが役立った。さらなる活用方法や仕組みを検討し、必要な機器を整備していく必要がある。

(9) 日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施

日本語能力測定を行うことで、児童生徒の日本語理解の状況や伸びが分かり、個別の指導計画を立てる際、適切な目標設定を行うことができ、効果的な指導につながった。測定ができる教員や指導員の育成が必要である。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

児童生徒の状況に合わせて個別に初期日本語指導を行い、母語が分かる指導員が学校生活に関する情報を保護者に提供することで、保護者と学校との信頼関係を築くことができた。さらに、学習支援や児童生徒、家庭での問題対応にも対応することができた。学校からの支援希望数が多く、現状の支援員人数では十分な対応が難しい。やさしい日本語の活用を働きかけ、翻訳する文書を精選し、支援時間を生み出す工夫をするとともに、力量のある支援員を確保するための予算を確保し、研修等を充実させていく必要がある。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	59人 (園対応 はせず)	679人 (37校)	260人 (15校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		609人 (31校)	233人 (15校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)

4. その他(今後の取組予定等)

- 日本語教育適応学級担当教員や学級担任、学校日本語指導員だけではなく、管理職など、児童生徒に関わる教職員への、日本語教育の理解や力量向上につながる研修会の実施。
- 教員の指導力向上を目的とした、外国人児童生徒教育アドバイザーによる巡回訪問を実施するとともに、集中的にアドバイザーが指導する学校を選び、指導体制の改善、日本語指導の充実(JSLカリキュラム実施)を図る。
- よりよい進路選択のために、関係機関と定期的に情報交換し、さらに連携を進めていく。
- ICT機器をさらに活用するための整備を進め、研修会を計画する。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。